

平成 22 年度

社会資本整備総合交付金事業

22-60 大潟環状線舗装補修工事

現場説明事項書

(実施)

大潟村

平成 22 年 10 月

第1編 共通編

第1章 総則

1－1 工程関係

別途発注の22-50工事は、本工事の施工に支障ないものとして見積もって下さい。なお、支障が生じた場合は別途協議します。

また、本工事において、他の管理者より特別施設及び施工時間帯等の制約を受けた場合は別途協議します。

1－2 公害関係

施工途中において、工事騒音、振動、地下水低下等の影響により、調査及び対策の必要が生じた場合は別途協議します。

また、工事の施工に伴い、騒音振動の測定が必要になった場合は別途協議します。

1－3 安全対策関係

- ・工事期間中の交通管理として、交通誘導員（B）42名を計上していますが、現地の状況、関係機関等との協議により変更が必要な場合は別途協議します。

- ・車両乗入部等、工事の際に覆工（敷鉄板を含む）等が必要な場合は別途協議します。

1－4 参考図書

設計図書の外に提示する「参考図書」は、入札参加者の迅速な見積に対しての一資料であり、請負契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意してください。

1－5 建設副産物

当該工事の施工により発生する特定建設資材廃棄物は、下記の処理施設へ搬出・処理することとして見積もってください。なお、このことは、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではありません。

- ・アスファルト切削殻

施設名：鹿島道路(株)大潟合材製造所

所在地：南秋田郡大潟村字方口 140-10

1－6 近接工事調整について

当該工事の落札者が、近接する工事の請負者と同一であった場合は、間接工事費等の調整が行われます。なお、調整は土木工事標準積算基準書（参考資料）にもとづき行います。

第2章 一般施工

2-1 支障物件

施工にともなって、支障となる物件が発生した場合は、別途協議します。

第3章 その他

3-1 その他

本工事における施工条件について、明示されなかつた新たな事項が発生した場合は、別途協議します。